電子申請時のチェックポイント

(36協定届、就業規則届などについての事前確認のお願い)

労働基準法関係の電子申請時の間違いやすい箇所に対するチェックポイントをまと めました。申請の際の確認に是非ご活用ください!

チェック	①(本社一括申請) 36協定届&就業規則届 チェックポイント	
1 🗌	一括届出事業場一覧作成ツールは、申請種類に適合した形式を選択しましたか?	2௺-
2 🗆	ー括届出事業場一覧作成ツールにより作成したCSVファイルについて、上書き 保存を行っていませんか?	3°-
3 🗆	本社一括届出事業場一覧作成ツールで選択した各事業場の労働基準監督署の管轄 に誤りはありませんか?	3*-

チェック ☑	② 36協定届 チェックポイント	
1 🗆	協定の有効期間、起算日は正しく入力していますか?	4°-
2 🗆	「協定の当事者の選出方法」で「その他」を選択した場合、自由入力欄に具体的 な内容を入力していますか?	4 [°] ₅−
3 🗆	「限度時間を超えて労働させる場合における手続」で「その他」を選択した場合、 自由入力欄に具体的な内容を入力していますか?	4 ^{°°-}
4 🗆	特別条項の「臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合」について、 できる限り具体的に定めていますか?	5ở-

^{チェック} 3 就業規則届 チェックポイント

1 🗆	就業規則ファイルは添付ファイルの形式と一致していますか?	5炎⁻
2 🗆	労働者代表(労働組合)の意見が記載された意見書が添付されていますか?	5\$⁻

^{チェック} ④ 変形労働時間制に関する協定届のチェックポイント

1 □ 変形労働時間制に関する協定届について、対象期間中の各日及び各週の労働時間 並びに所定休日を明らかにしたファイルを添付していますか?

基本的な手続の 流れ、操作方法 はこちらを確認

パンフレット「『36協定届』や『就業規則(変更) 届』 など労働基準法などの電子申請がさらに便利になりました」 https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000919894.pdf



次ページ以降の詳 細内容をご確認く ださい

5ぷ⁻

こちらもチェック!

- ✓ 労働基準法等に基づく手続を社会保険労務士又は社会保険労務士法人が提出代行を行うときには、提出代行に関する証明 書及び社会保険労務士証票の写しの両方を添付する必要がありますので、申請の際にはご留意願います。
- ✓ 申請内容に不明な点等が認められた場合には、労働基準監督署の担当者から連絡する場合がありますので、連絡先情報 欄には申請担当者名及び申請担当者の連絡先を入力してください。
- ✔ 手続き後に発行可能となる電子公文書の取得期限は90日となっていますので、手続き後は速やかにダウンロードしてください。



東京労働局 中央労働基準監督署



チェック2 一括届出事業場一覧作成ツールにより事業場一覧を作成した後のCSVファイル の保存方法に誤りはないですか。また、出力されたCSVファイルの内容に誤り が見つかった際、直接CSVファイルを修正していませんか?

確認<u>ポイント</u>

一括届出事業場一覧作成ツールによって事業場一覧を入力した 後は、ツール内にある『申請ファイル作成』ボタンを押すこと で作成したCSVファイルが保存されます。保存したCSVファイ ルを添付書類として添付した上で申請する必要があります。 この際、保存したCSVファイルを再度開いて入力した情報を修 正するなどにより編集したものを添付して申請した場合には受 理できない場合がありますので、行わないようご注意願います。 また、ツールをCSVツール内にある『申請ファイル作成』をボ タンを押さずにツールをCSVファイルに変換した場合も同様に 受理できません。どちらも受理できないケースとしてよくあり ますのでご注意願います。





※本社一括届出とは?

一定の条件を満たした場合に、本社において各事業場の届出をまとめて本社を所轄する労 働基準監督署に届け出ることをいいます。

そのため、本社分のみ(1事業場)を届け出る場合には、本社一括ではなく、事業場単位 による届出により申請を行う必要があります。



チェック3 各事業場の労働基準監督署の管轄に誤りはないですか?

確認ポイント

各事業場の労働基準監督署の管轄に誤りがないか、今一度入力内容を確認の上、申請をお願いします。 労働基準監督署の管轄はこちらを確認 C 都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧

なお、労働基準監督署の管轄は「厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)」の別表第 四に規定されていますので、併せてご参照ください(支署の管轄は上記所在地一覧を確認願います)。

(e-Gov法令検索から確認できます)

e-Gov法令検索 検索

)

② 36協定届 チェックポイント

チェック1協定の有効期間、起算日は正しく入力していますか?

確認ポイント

協定の有効期間、起算日を正しく入力しているか、入力内容 を今一度確認願います。

例えば、令和6年4月1日~令和7年3月31日と入力する つもりが「令和6年4月1日~令和6年3月31日」といっ たように、終期の「年」の部分を誤って入力して申請してい るケースが多くみられますので、ご留意願います。 併せて、1年間の上限時間の起算日についても、入力漏れが ないか、入力間違いがないか、確認願います。 特別条項がある場合、様式の2枚目にも1年間の上限時間の 起算日の入力が必要となっていますので、入力漏れがないか、

入力間違いがないか、確認をお願いいたします。



チェック2 「協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」で「その 他」を選択した場合、自由入力欄に具体的な内容を入力していますか?

確認ボイント

36協定の締結の際、過半数組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者(過半数代表者) との間で協定を交わす必要があります。36協定届の様式には、過半数を代表する者の選出方法 を記載する欄があり、電子申請上では、選択候補から該当するものを選んで入力する必要があり ます(選択候補は「投票」「挙手」「労働者の話合い」「持ち回り協議」「その他」)。選出方 法が適正に行われていることを確認する観点から、「その他」を選択した場合には、右の自由入 力欄にその具体的な選出方法を入力していただく必要がありますので、ご留意願います。



チェック3

「限度時間を超えて労働させる場合における手続」で「その他」を選択した場 合、自由入力欄に具体的な内容を入力していますか?

確認ボイント

36協定届の特別条項の様式には、「限度時間を超えて労働させる場合における手続」を記載す る欄があり、電子申請上では、選択候補から該当するものを選んで入力する必要があります(選 択候補「協議」「通告」「その他」)。手続が定められていることを明らかにするため、「その 他」を選択した場合には、右の自由入力欄にその具体的な手続内容を入力していただく必要があ りますので、ご留意願います。

限度時間を超えて労働させる場合における手続入力欄

限度時間を超えて労働させる場合における手続	「その他」を選択した爆合は、自由入力機に具体的な内容を入力してください。	_

4

チェック4

特別条項の「臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合」について、 その事由は一時的又は突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものであり、でき る限り具体的に定めていますか?また、定めた内容を入力していますか?

確認ポイント

「業務の都合上必要なとき」「業務上やむを得 ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそ れがあるものが記載されている場合、もしくは、 記載内容から判別ができない場合には、形式要 件を満たさないものとして受理できない場合が あります。自由入力欄を使用するなどして、で きる限り具体的に入力をお願いします。

③ 就業規則届 チェックポイント

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合の実際の入力画面

・事由は具体的に定めてください。 ・協定書の内容に合わせてプルダウンから選択若しくは自由入力欄に入力する必要があります。事由は一時的又は突発的に時間外労働 に入力する必要のあるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要なとき」「業務上やむを得ない とき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。 ・「その他(事由不明を含む。)」を選択した場合は、自由入力欄に具体的な内容を入力してください。

チェック1 就業規則ファイルは添付ファイルの形式と一致していますか?

確認ポイント

就業規則の新規作成もしくは変更の届を 電子申請で行う場合、就業規則ファイル (本文、新旧対照表など)を添付して申 請いただく必要がありますが、実際に添 付するファイルの形式と、申請書の入力 のファイル形式を一致させた上で、申請 する必要があります。一致していない場 合、ファイルが読み込めず、受理できな い場合がありますので、ご注意ください。

I	就業規則届の申請書入力画面			
労働者数	<u> </u>			
労働保険番号	府県 所掌 管轄 基幹番号 技番号 被一括事業場番号			
	1			
本社一括届	●否 ◎本社一括届			
就業規則ファイル	◎1 HTMLタグ設定有り ○2 HTMLタグ設定無し ○3 テキスト			
	○4 Word ○5 一太郎 ○6 PDF			
※初期表示は「1 HTMLタグ設定有り」となっています				
<u>PDFファイルを添付する場合には、「6 PDF」をチェック!</u>				

チェック2 労働者代表(労働組合)の意見書は添付していますか?

確認ポイント

就業規則の新規作成もしくは変更の届を行う場合には、労働者代表(労働組合)の意見書を添付 して申請する必要があります。添付漏れがないようにしてください。

意見書には意見が記載されている必要があります。意見が記載されていない意見書を添付して申請しても、意見書が添付されているものとは認められませんので、ご留意ください(※)。 また、本社一括届出の際には、意見書がどの事業場の分なのかが明らかとなるよう、意見書に事 業場名を記載する、事業場一覧の通し番号を意見書に記載するなどするようにしてください。 ※意見の記載がないことについて個別の事情がある場合には事前に労働基準監督署へお問い合わせください。

④ 変形労働時間制に関する協定届 チェックポイント

チェック1 対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日を明らかにしたファイル を添付していますか?

確認ポイント

添付漏れが多くみられます。協定書やカレンダーなど、対象期間中の各日及び各週の労働時間が 特定できる資料を添付するようにしてください。